

山形のうまいものメタバース商談会事業業務委託基本仕様書

1 目的

県産農林水産物及び加工食品の販路開拓にあたっては、デジタル化の進展に合わせて、従来の対面による方式のみに留まらず、仮想空間を含む多様な販売チャネルと組み合わせ、商取引の拡大を続けていく必要がある。

その中でも、令和8年度までに国内市場規模が10兆円を超えると予想され、今後さらなる普及が見込まれるメタバースを活用した商談会を実施することで、移動費等のコストを削減しつつ首都圏や遠隔地のバイヤーとの新たな商談機会を確保するもの。

本商談会の前段として、商談会に出展する県産農林水産物及び加工食品を事前に国内外から100万人を超える来場者を集客するメタバース上の展示会「バーチャルマーケット」に出品し、メタバースならではの表現を用いてPRすることで、その魅力が広く消費者に認知された食品として付加価値を創出し、バイヤーへの訴求力を高める。

2 業務委託期間

契約締結の日～令和7年2月28日（金）まで

3 山形のうまいものメタバース商談会開催概要

《開催日》 令和7年2月中に実施

《開催時間》 9時00分～17時00分の範囲内で実施

《会場》 VketCloud上に構築されたメタバース空間

《参加者》 ①招聘バイヤー 10事業者程度

受注者が選定し謝礼金を支払ったうえで参加を確保するバイヤー

※詳しくは「4（1）山形のうまいものメタバース商談会招聘バイヤーの確保」を参照。

②公募バイヤー 5事業者程度

令和6年7月～令和6年12月の期間中開設される「山形のうまいものメタバース展示会&商談会特設Webサイト」（以下「特設Webサイト」という。）内のエントリーページから応募するバイヤー

※詳しくは「4（2）特設Webサイトを介した公募バイヤーの参加申込取りまとめ・選定」を参照。

※以下①と②を併せて「参加バイヤー」という。

③出展者 15事業者程度

発注者が別途公募により決定する県産農林水産物を活用した加工食品を製造する農林漁業者または食品製造業者

《参加料》 無料

《参加方法》 参加者が各自所有するPCまたはスマートフォンを操作し、会場となるVketCloud URLをWebブラウザで開いて参加

※動作環境

- ・パソコン：Chrome / Firefox / Safari / Edge 等の Web ブラウザが
使用できるもの
- ・スマートフォン：Apple iPhone シリーズ
iPhone X 以降、iPhone SE（第2世代）以降
Android
Android 11.0 以降、RAM 8GB 以上
Google Pixel なら Pixel 5 以降

4 業務内容

(1) 山形のうまいものメタバース商談会招聘バイヤーの確保

- ア 県産農産物及び加工食品の取り扱いに関心があり、メタバースを活用した商談に応じることのできるバイヤーを選定し、10 事業者程度を招聘すること。
- イ 招聘バイヤーのうち5 事業者については、納入事業者の募集開始（7月上旬予定）前に参加を確定させること。また、納入事業者の募集にあたって招聘バイヤーの参加を公表することについて了承を得ること。
- ウ 残りの事業者については、令和6年11月30日（土）を最終期限として確保すること。
- エ 招聘バイヤーは、東北地方及び新潟県以外の地方または海外に本社機能を有する企業もしくは団体に所属する者であること。
- オ 招聘バイヤーの選定にあたっては、次に掲げるいずれかに当てはまる企業もしくは団体に所属する者を優先すること。
 - (i) 量販店向けでない食材や特産品の発掘、商品企画及び販売に積極的に取り組むセレクトショップ、高質スーパー、百貨店の仕入を担当する卸・小売業者等
 - (ii) 自社 EC サイトまたは大手 EC モールにショップを開設する卸・小売業者等
 - (iii) 越境 EC 等の手法を用いて海外の消費者への販売実績が認められる卸・小売業者等
- カ 招聘バイヤーの人数は、仕入企業1社につき原則1名とする。
ただし、同一の仕入企業から担当する商品分野等が異なるバイヤーを複数名招聘することが有効であると認められる場合には、発注者と協議のうえ人数を決定すること。

(2) 特設 Web サイトを介した公募バイヤーの申込取りまとめ・選定

- ア 令和6年7月から令和6年12月までの期間中開設される特設 Web サイトより商談会に応募するバイヤーの申込情報を随時取りまとめること。
※特設 Web サイトからの申込データは、発注者が受注者に随時電子メールにより提供する。
- イ 応募するバイヤーが5 事業者を超える場合は、あらかじめ発注者に協議のうえ決定する審査基準に基づいた選定を行うこと。

なお、公募バイヤーの定員上限については、発注者と受注者が協議のうえ変更する場合があります。

ウ 公募バイヤーの選定は令和6年12月24日（火）を最終期限として行い、発注者に報告すること。

(3) 山形のうまいものメタバース商談会参加者への連絡調整

ア 発注者が実施を予定する下記催しについて、それぞれ商談会参加者への周知及び取りまとめを行うこと。

(i) バーチャルマーケット展示見学会（令和6年12月実施予定）

※開催日時点で参加が確定しているバイヤーにのみ案内すること。

(ii) 操作研修会（令和7年1月中旬実施予定）

(iii) 接続テスト（令和7年1月下旬実施予定）

イ (1)(2)により選定したバイヤーに対し、本商談会に参加する出展事業者の出品する食品の情報を取りまとめた資料（参考：FCP展示会・商談会シート）を速やかに提供すること。

ウ 商談会の開催後に参加バイヤー、出展事業者の双方にアンケート調査を実施し、満足度や要望事項を取りまとめたうえで発注者に報告すること。

エ その他商談会開催前、開催中、開催後の参加者との連絡事項について、適宜対応すること。

(4) 参加バイヤーへの試食品・サンプルの発送

ア 出展事業者より、試食品・サンプルとして提供することのできる食品を収集し、適切な温度帯で保管すること。

イ (1)(2)により選定した参加バイヤーに対し、アの食品の中から試食を希望するものを調査し、参加バイヤーの指定する住所へ発送すること。なお、調理を要する食品については、事前に出展事業者より調理方法を聞き取りのうえ、参加バイヤーに連絡すること。

ウ 参加バイヤーより、試食したすべての食品についてフィードバックを聴取し出展事業者及び発注者に共有すること。

(5) 参加バイヤーと出展者の事前マッチング

ア 商談の成約率向上のため、試食実施後に参加バイヤーに商談先の希望調査を実施し、これを基に商談会当日のマッチング表を作成すること。

イ アによりマッチングした結果、参加バイヤーに空きコマが出た場合は、他出展事業者との商談を積極的に差し込むこと。この場合、商談会当日までに試食品・サンプルの追加発送を可能な限り実施すること。

ウ マッチング表については、商談会当日の1週間前までに完成し参加バイヤー、出展事業者、発注者それぞれに提供すること。

(6) 山形のうまいものメタバース商談会の司会進行

ア 1商談あたりの所要時間を30分程度とし、商談と商談の間は10分程度の休憩を設けること。

- イ 音声により司会進行を行い、会場に設置されたタイマーを用いて商談の開始、商談終了5分前、商談終了を各回毎にアナウンスすること。
- ウ 商談中に参加者から不具合が報告された場合は VketCloud 会場の管理者（株式会社 HIKKY）に速やかに連絡すること。また、必要に応じてタイマーを停止すること。
- エ 当日の通信・機材トラブル等によりメタバース会場での商談継続が困難と判断される参加者がいる場合は、別途 ZOOM 会場を設定し必要に応じて ZOOM 会場に参加者を誘導すること。この場合、受注者は ZOOM 上の商談に同席し経過を観察すること。
- オ 当日の通信・機材トラブルに備え、参加者と連絡先電話番号を共有し緊急時は電話により対応にあたること。

5 成果品

本業務の成果品として、業務の実施状況等を記載した業務完了報告書を2部提出すること。

6 その他留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 詳細な運営方法については、業務委託契約締結後に発注者と協議のうえ決定する。
- (3) 製作物の作成や仮設物の設置等を含む事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、すべて受注者が行うこと。
- (4) 業務遂行上必要とする機材等については、原則として受注者所有の機器を使用することとするが、これにより難しい場合は、リースレンタルにより対応すること。
- (5) 業務委託の円滑な遂行を図るため、発注者に対し、業務内容や業務の進捗等について適宜報告し、発注者の指示に従うこと。
- (6) 個人情報の取扱いについては、各種法令順守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (7) 本仕様書に定める事項以外の事項については、発注者の指示に従うこと。
- (8) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。
- (9) 当該業務に係る関係書類・会計帳簿を備え付けるとともに、通常業務等の経理と明確に区分して、委託料の使途が明らかになるよう経理を行うこと。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。